

信州大学上田キャンパスにおける先端技術プログラム事業施設利用等内規

(趣旨)

第1条 この内規は、先端技術教育プログラム事業（以下「本事業」という。）による信州大学上田キャンパスにおける施設等の利用に関し、必要な事項を定める。

(管理責任者及び副管理責任者)

第2条 本事業による信州大学上田キャンパスにおける施設等の管理責任者は、信州大学繊維学部長とする。

2 管理責任者は副管理責任者を指名することができるものし、副管理責任者は管理責任者の職務を代行することができる。

(共用装置)

第3条 本事業の対象となる施設設置の共用装置は、別表1に掲げるとおりとする。

(利用者の資格)

第4条 本事業の施設等を利用することができる者は信州大学(以下「本学」という。)の職員並びに大学院学生及び研究生その他管理責任者が適当と認めた者とし、第三者に利用させてはならない。

2 本事業の施設等の利用を希望する者は、別に募集する教育プログラム（レーザー加工の基礎解説および製作実習）を受講するものとする。ただし、既にレーザー加工などの経験があり、工房長が認めた場合においては、教育プログラムの受講を免除することができる。

(利用申込み)

第5条 施設等の利用を希望するものは、管理責任者と事前協議の上、所定の申込書に必要事項を記載し、管理責任者に申込みものとする。

2 管理責任者は前項の申込みが適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(料金の納付)

第6条 管理責任者は、提出された申込書に基づき利用料金を算出するものとする。

2 利用料金の計算には、別表第1に規定する単価を用いるものとする。

3 利用者は、前項により算出された利用料金を管理責任者に原則として前納するものとする。

4 追加料金が発生した場合、管理責任者に期日までに納付するものとする。

(料金の返納)

第7条 管理責任者は、原則として納付された料金を返納しないものとする。

2 共用装置の故障等、利用者の故意または過失によらない場合においても、管理責任者は、利用料金の返納を超える責任を負わないものとする。

(装置等の運転停止)

第8条 管理者は、事故等により共用装置の運転の継続が困難となったときは、利用者に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者が故意または過失により施設等に損害を与えたときは、利用者が賠償の責任を負うものとする。

2 共用装置使用中の事故等による利用者の身上の補償については、利用者の責任による場合はもちろん、不可抗力による事故の場合においても、利用者の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 機器利用の際に知り得た相手方の情報、知的財産権等を相手の書面による同意なしに公開してはならない。

(データの取扱)

第11条 本学部等は、機器の利用に得られたデータの内容を保証しないものとする。

2 利用者が、機器の利用により得られたデータを論文等により公表しようとする場合は、当該論文等に当該事業の機器を利用した旨を明記しなければならない。

(規程の順守等)

第12条 利用者は、施設等の利用にあたっては、管理責任者の定める諸規程を順守するとともに、管理責任者の指示に従わなければならない。

2 利用者は、装共用装置の異常に気付いたときは速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用許可の変更または解除)

第13条 管理責任者および利用者は、事前協議の上、利用者の利用内容を変更又は解除できるものとする。

2 管理責任者は、利用者がこの内規に定める遵守義務に違反するおそれのあるとき、又は違反したときは、当該利用承認を取り消し、又は解除することができるものとする。この場合において、既に納付された利用料は返金しない。

附 則

この内規は、令和6年11月14日から施行する。

この内規は、令和7年7月10日から施行し、令和7年7月1日から適用する。